

洋上救急マニュアル

監修 海上保安庁警備救難部救難課

発行 日本水難救済会洋上救急センター

目次

1	洋上救急体制整備の経緯	
(1)	洋上救急体制の概要	1
(2)	洋上救急事業の主な内容	1
(3)	洋上救急業務の仕組み	2
	図・1「洋上救急の手順例」	3
	図・2「医師等の出動から患者が入院する前までの態様」	4
2	傷病者発生時の処理要領	
(1)	船主等負担金の支払いの確認等	5
(2)	医療機関に対する出動要請	6
(3)	保険関係の確認等	6
(4)	洋上救急終了後の事務処理	7
3	洋上救急の要請があった場合に海上保安部署で実施される事項	
(1)	医師派遣の必要性について	9
(2)	出動船艇・航空機等について	9
(3)	センター本部等への連絡及び協力について	9
(4)	医師等の出動要否に関する総合的判断について	9
(5)	医療機関への出動要請	10
(6)	洋上救急要請者への医療活動に関する連絡	10
(7)	巡視船・航空機等の入港到着時の処理	10
(8)	各種情報の通報手段等	11
(9)	巡視船・航空機に搭乗した出動医師等への給食等に関する通報	11
	表・1「洋上救急患者質問表」	12
	表・2「海上保安機関連絡先一覧」	18
	表・3「食卓料及び洗濯代請求書」	19
	参考・1「洋上救急（医師の洋上往診）の要点」	14
	参考・2「身体各部の名称」	15
	参考・3「症状の経過図」	17
	図・3「出動医師等と医療機関との連絡形態」	18
4	洋上救急事業に関する事務処理要領	
(1)	センター支部への配算経費に関する事務処理要領	21
(2)	洋上救急出動協力費等に関する事務処理要領	23
(3)	災害補償に関する事務処理要領	24
(4)	携帯医療器具に関する事務処理要領	26

(5) 洋上救急慣熟訓練に関する事務処理要領	27
表・4「日当及び宿泊料」	21
表・5「活動費の使用可能基準」	22
表・6「事業協力金の負担金」	24
表・7「保険金の請求に必要な書類」	25
表・8「洋上救急出動に関する通報表」	28
様式・1「交通費支払確認書」	29
様式・2「出張(依頼・命令)書」	30
様式・3「旅費精算請求書兼領収書」	31
様式・4「人件費(事務専従者手当)領収書」	32
様式・5「人件費(臨時職員給)領収書」	33
様式・6「洋上救急実施報告書」	34
様式・7「洋上救急出動協力費請求書」	35
様式・8「医療器具点検整備実施報告書」	36
様式・9「洋上救急慣熟訓練実施計画書」	37
様式・10「洋上救急慣熟訓練実施報告書」	38
5 洋上救急に関する(社)日本水難救済会関係規則	
(1) (社)日本水難救済会事務局の組織事務分掌等に関する規則(抄)	39
(2) 洋上救急センター地方支部規則	40
(3) 洋上救急出動協力費等に関する規則	41
(4) 洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則	43
(5) 洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則	49
(6) 医療機関との協定文書例	50
(7) 医療機関への協力要請文書例	52
6 業務資料	
資料・1 建議関係	53
資料・2 洋上救急センター、洋上救急センター地方支部	57
資料・3 洋上救急支援協議会	59
資料・4 体制維持経費の出資者	111
資料・5 協力医療機関等	113
資料・6 (社)日本水難救済会が整備した携帯医療器具	121
資料・7 海上保安庁がヘリコプター搭載型巡視船に整備した応急処置器材等 (救急救命士が乗船している巡視船に限る。)	125
資料・8 海上保安部署所在地	127

1 洋上救急体制整備の経緯

社団法人日本水難救済会（以下「水難救済会」という。）は、海上安全船員教育審議会の建議に基づき、昭和 60 年 10 月 1 日から洋上救急事業を開始した。この洋上救急事業は、緊急に医師の加療を要する船舶上の傷病者に対する迅速な洋上救急を実現することにより、人命救助及び船員福祉の向上に寄与することを目的としている。

従来、医師の洋上救急は、往診医師に万一事故が発生した場合に補償がないこと、往診が長時間に及ぶため代診医師の補充の必要等、医療機関がかなりの犠牲を強いられること等の問題があり、医師の確保が困難となっていた。このため、関係船員団体、船主団体等から、洋上救急体制の整備について強い要望があった。

このような状況を背景に、海上安全船員教育審議会から、昭和 59 年 12 月 3 日、運輸大臣に対し、受益船主、船主団体、船員団体及び関係公益法人並びに関係官庁等が協力し、医師等の洋上への出動阻害要因の解消を図り、全国的な「洋上救急体制」を整備するよう建議が行われた。（資料-1 参照）

(1) 洋上救急体制の概要

洋上救急体制においては、水難救済会が事業主体となり、関係法人等からの資金面の協力、医療機関の協力のもとに、海上保安庁の輸送力の活用等により、洋上の傷病船員に対して、医師・看護師（以下「医師等」という。）による救急往診を実施することとしております。このため水難救済会は同会に洋上救急センター（以下「センター本部」という。）を設けるとともに、全国 10 箇所に洋上救急センター地方支部（以下「センター支部」という。）を設置した。

また、このセンター本部及びセンター支部の行う洋上救急業務を支援するため、センター本部及びセンター支部に対応して、海運関係者、水産関係者及び医療機関等の関係者で構成する洋上救急支援協議会が全国 13 箇所に設置されている。（資料-2、資料-3 参照）

(2) 洋上救急事業の主な内容

洋上救急事業は、前記の建議に基づき実施されるものであり、その内容は、次のとおりです。

- ① 洋上救急が必要な場合、水難救済会が船主等に代わり医療機関に対して洋上救急の要請を行うこととし、医療機関に対する責任体制の明確化を図る。

1 洋上救急体制整備の経緯

- ② センター本部は、洋上救急に出動する医師等に対し、予め傷害保険を付保することにより、万一の際の補償対策をとる。
- ③ 水難救済会が受益船舶等から船主等負担金を徴収し、船員保険特別会計の援護金を加え、洋上救急に出動した医師等が所属する医療機関に対し、出動協力費を支払うことにより、医療機関の経済的負担の軽減を図る。
- ④ 水難救済会は、携帯用の簡易な医療器具等を用意することにより、出動医師の医療活動の便を図る。
- ⑤ 海上保安庁は、水難救済会と協力し、医師等の巡視船・航空機への体験同乗（慣熟訓練）を実施することにより、洋上への出動に対する危惧の解消を図る。
- ⑥ 海上保安庁は、出動医師等の輸送について、巡視船・航空機をもって協力する。

(3) 洋上救急の仕組み

傷病者発生船舶からの洋上救急要請に対する一般的な処理は、次のようになされる。

（次の説明文と図・1「洋上救急の手順例」の番号を合わせて見て下さい。）

- ① 洋上の船舶で傷病人が発生した場合は、通常、医療通信で医師の指示を受けていますが、医師の加療が必要な場合は、船主、代理店（以下「船主等」という。）を通じ、或いは直接、海上保安機関または洋上救急センターに医師の洋上救急を要請します。
- ② 要請を受けた海上保安機関または洋上救急センターは、協力医療機関と協議し、医師の洋上救急が必要であると判断された場合には、洋上救急センターは、直ちに協力医療機関に医師等の派遣を要請します。この要請は、海上保安機関が代行することがあります。
- ③ 協力医療機関が医師等の派遣を決定した場合、海上保安機関は、医師等を巡視船・航空機に乗せ、現場に急送します。同時に傷病者発生船舶は、海上保安機関の指示に従い会合地点に向かいます。
（図 - 2「医師等出動から患者が病院に入院するまでの態様」参照、次号に同じ。）
- ④ 巡視船は、ヘリコプター等により傷病者発生船舶から傷病者を収容し、医師の応急措置を行いつつ、できるだけ早く陸上の医療機関に搬送します。
- ⑤ 洋上救急センターは、協力医療機関に出動協力費を支払います。また、船主等より負担金を徴収するなど必要な事後処理を行います。
- ⑥ 洋上救急支援協議会は、以上の事業を支援します。

図-1 洋上救急の手順例

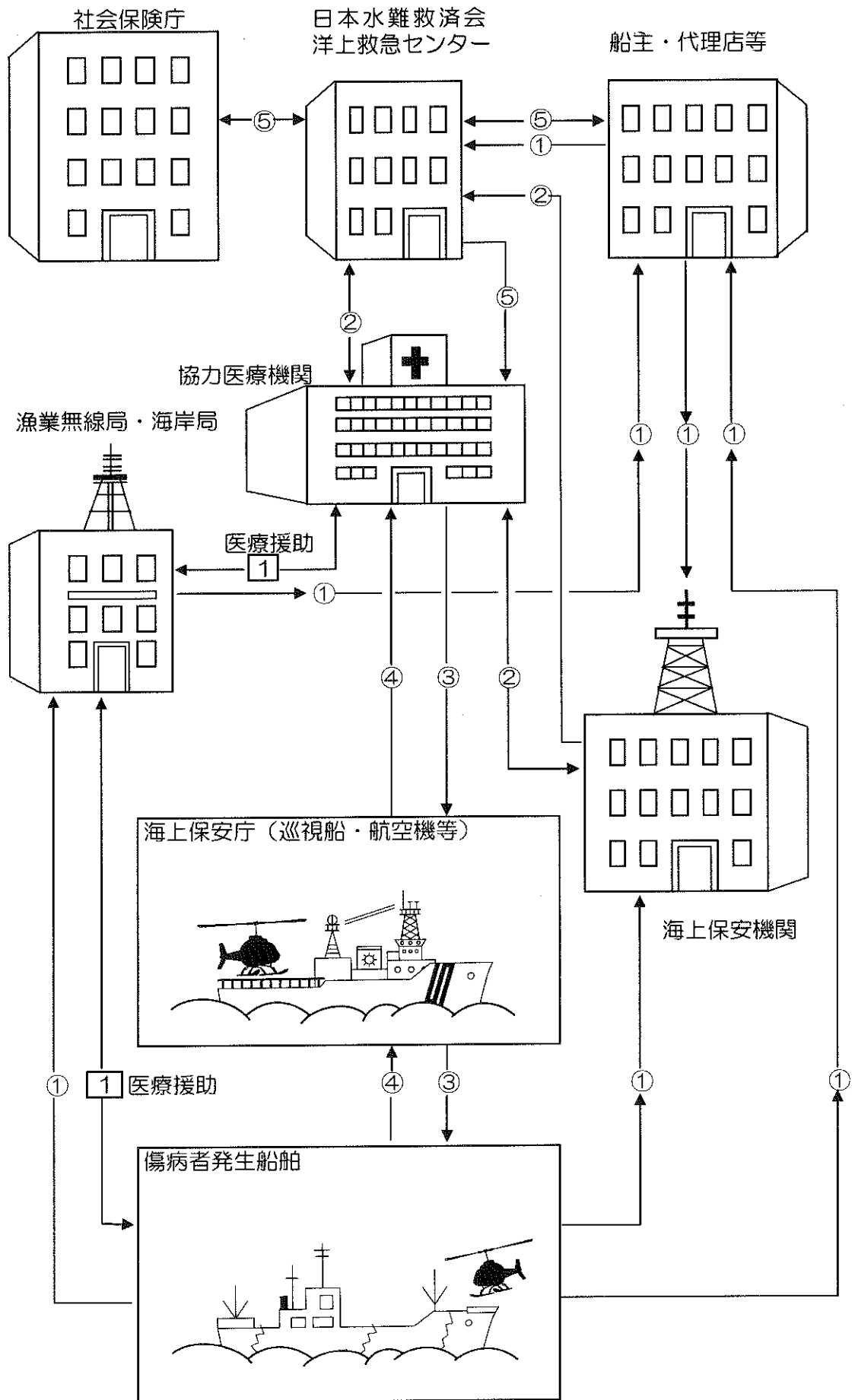
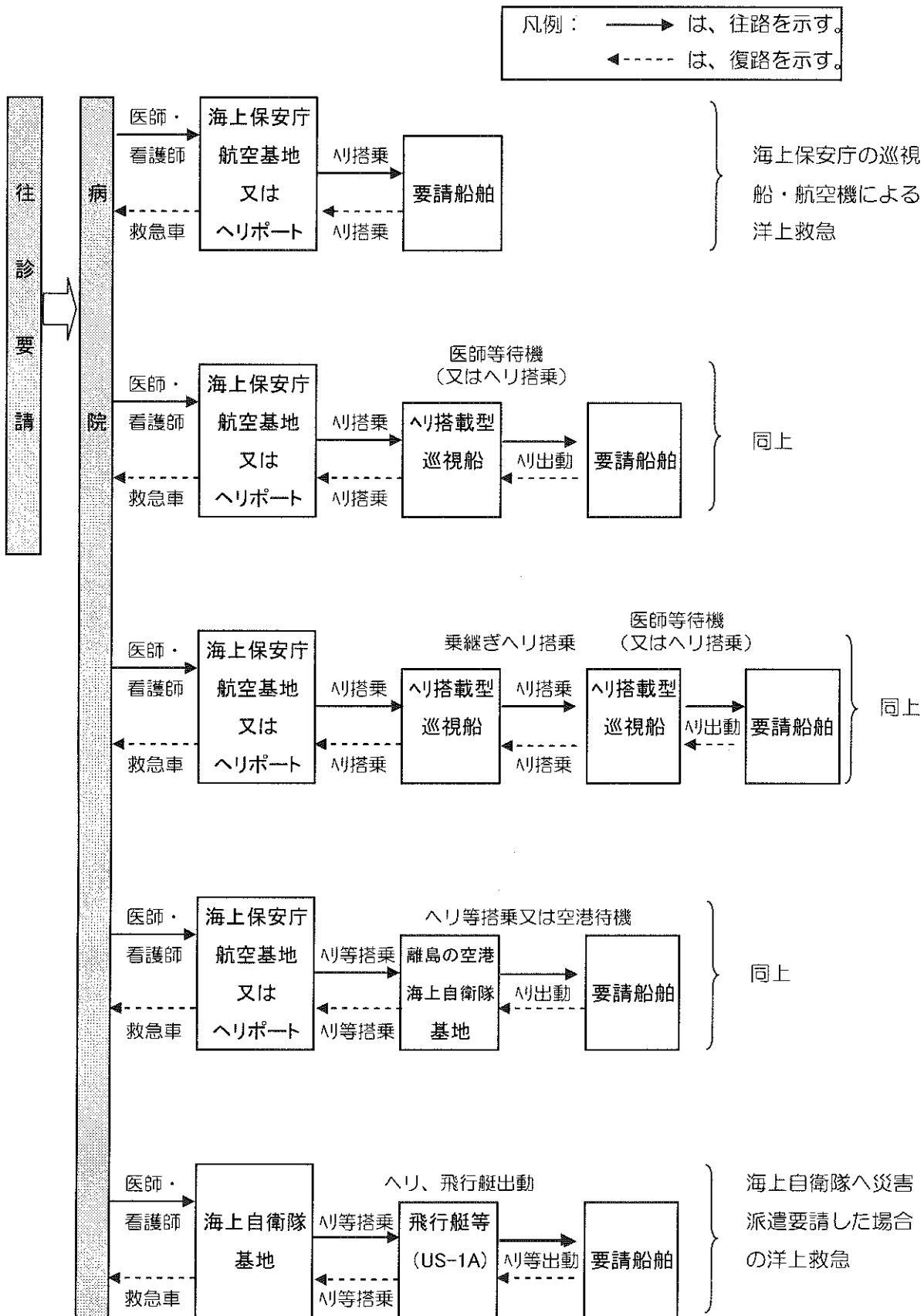


図-2 医師等の出動から患者が病院に入院する前までの態様



2 傷病者発生時の処理要領

センター本部またはセンター支部は、傷病者発生船舶等から洋上救急の要請を受けた場合には、原則として自ら次により処理を行うものとする。

なお、傷病者は昼夜を分かたず発生することから、各海上保安本部或いは海上保安部署（以下「海上保安部署」という。）の協力を得なければ、本事業の円滑な運営が困難な場合があるので、センター本部またはセンター支部は、海上保安部署と平素から綿密な連携をとるとともに、海上保安部署に代行してもらう場合の措置要領について明確な打ち合わせをしておくこと。

(1) 船主等負担金の支払いの確認等

洋上救急の要請を受けた場合、センター本部またはセンター支部は、船主等に対して洋上救急体制の概要を説明するとともに船主等負担金の支払いの有無を確認し、これを海上保安部署に連絡する。

- ① 船主等負担金は、出動医師の手当て、出動医師に代わって患者を診る代診費用、危険業務にあたるための費用で、病院に支払います。
- ② 洋上救急を要請した船主等の出動負担費用（船主等負担金、税別）

・ 医師と看護師の2名（標準編成）で出動 ……1日	220,000円
・ 医師のみ2名で出動 ……1日	270,000円
・ 医師1名で出動 ……1日	170,000円
・ 医師2名と看護師1名で出動 ……1日	320,000円
- ③ 出動医師への加算支給額（上記編成に追加した場合）

・ 医師1名 ……1日	100,000円
-------------	----------
- ④ PI保険、漁船PI保険に加入している船舶が洋上救急を要請した場合の船主等負担金は、当該保険から離路費用の範囲で補填されることとなるので、実質上の経費負担は無くなります。
- ⑤ 深夜の21時以降に出動し、翌日03時までには帰院した場合は1日で請求します。
- ⑥ 船員保険加入者への援護金

洋上救急の必要な傷病者本人が、我が国の船員保険に加入している場合、船員保険から援護金が補助され、船主等負担金から減額されます。現在、50,950円が補助されています。

2 傷病者発生時の処理要領

⑦ 事業協力金

洋上救急活動を維持して行くために、事業協力金として1件当たり100,000円を負担して頂きますが、洋上救急事業に資金援助している次の団体等に加入している船舶は免除されます。

- ・ 日本船主協会
- ・ 大日本水産会・全漁連傘下各組合
- ・ 全日本海員組合
- ・ 官公庁船等

(2) 医療機関に対する出動要請

医療機関に出動要請を行う必要がある場合、センター本部またはセンター支部は、海上保安部署が医師等の出動要否について総合的判断を行うこととしているので、海上保安部署の指導を受けて行うこと。

なお、出動要請を行う際には、海上保安部署と連絡のうえ、次の事項を通知又は確認すること。

- ① 乗船又は搭乗場所、時刻
- ② 概略の救助計画、帰着までの所要時間
- ③ 携帯医療器具の巡視船・航空機への積載の有無
- ④ 乗船又は搭乗場所までの交通手段

注：1 原則としてタクシーを使用する。費用は医師等に立替払いをしてもらい、事後センター本部から支払う。(可能な限り領収書を徴してもらうこと。)

注：2 自家用車、病院車等を使用する場合は、経路のキロ数により次の算式によりガソリン代を算出し、事後センター本部から支払う。

経路のキロ数/6km×150円=所要額(10円未満切上げ)

- ⑤ 出動医師、看護師の氏名、年齢
- ⑥ 船内又は機内での活動や保温上適当と思料される服装(帽子、衣服、靴)の勧奨

(3) 保険関係の確認等

- ① センター支部は、医師等の出動要請を行った場合は、医師及び看護師の氏名及び所属医療機関をセンター本部に可及的速やかに通報する。
- ② センター本部は、全国の出動した医師、看護師の氏名及び所属の医療機関を記録する

とともに、当月分を取り纏め契約保険会社に傷害保険移動承認請求書を提出し、所要の保険料を支払う。

(4) 洋上救急終了後の事務処理

洋上救急終了後の事務処理は、センター本部またはセンター支部が、水難救済会の定めた事務処理要領に基づき実施する。

- ① 出動協力費の医療機関への支払事務 …………… 出動協力費等に関する事務処理要領
- ② 船主等負担金の徴収事務 …………… 出動協力費等に関する事務処理要領
- ③ 船員保険特別会計からの援護金に関する社会保険庁への手続き事務
…………… 社会保険庁の定めるところによる。
- ④ 出動医師・看護師に関する災害補償事務 …………… 災害補償に関する事務処理要領

3 洋上救急の要請があった場合に 海上保安部署で実施される事項

傷病者発生船舶から洋上救急の要請があった場合、海上保安部署においては、概ね次の事項についての検討等が実施される。

(1) 医師派遣の必要性について

傷病者発生船舶等と連絡をとり、表-1「洋上救急患者質問表」（以下「質問表」という。）に基づき、患者の容態を把握するとともに、協力医療機関と連絡をとり医師等の出動要否について相談する。ただし、患者の容態を把握するための「質問表」を、別途、地区支援協議会等において定めている場合には、それを用いても差支えない。

(2) 出動船艇・航空機等について

患者容態や当該船舶の位置、海上保安庁の最寄りの航空基地からの距離、付近行動巡視船、気象・海象などを勘案し、出動する巡視船艇・航空機等を選定する。また、海上保安庁の勢力のみでは困難な場合は、海上自衛隊 US-1A の災害派遣要請を行う。

(3) センター本部等への連絡及び協力について

センター本部またはセンター支部に所要事項を連絡するとともに、医師の派遣要請等センター本部またはセンター支部が行う事項に関し協力する。

(4) 医師等の出動要否に関する総合的判断について

医師等の出動要否の判断は、海上保安部署が ①輸送に関すること。②医療上の必要性に関すること。③船主等負担金の支払いに関すること。の三要素に関する調査検討結果を総合的に勘案して行います。また、同要否について判断をした場合は、速やかにセンター本部またはセンター支部に連絡されます。

① 輸送に関すること

- イ 協力医療機関の医師の現場到着時間と傷病者発生船舶の至近港への入港時間
- ロ 医師の現場到着時間と巡視船等による傷病者のみの輸送時間
- ハ 医師の輸送方法及び輸送距離
- ニ 現場海域の気象・海象

3 海上保安部署で実施される事項

② 医療上の必要性に関すること

通常、次により医療機関に判断を求める。

イ 洋上救急の要請に応じられる最寄りの協力医療機関に判断を求める。

ロ 既に傷病者発生船舶と傷病者の病状に関して医療無線等を実施している医療機関が、洋上救急の要請に応じることが可能であれば、当該医療機関に判断を求める。

ハ 医療機関に対して判断を求める場合において、患者の病状のほかに、必要に応じて輸送に要する時間、船主等の意向についても併せて連絡する。

③ 船主等負担金の支払いに関すること。(「2 傷病者発生時の処理要領」参照)

(5) 医療機関への出動要請

出動要請を行う協力医療機関は航空機等の出発航空基地の最寄りの病院を原則とする。なお、病状が切迫し往復所要時間を可能な限り短縮するために出動医師を派遣する病院と収容する病院が異なる場合も想定されるので柔軟な検討が望ましい。

『例えば、羽田空港で搭乗した医師等が釧路等で降機することも考えられるが、医師等の釧路からの帰途に係る旅費等は、船主負担とすることを船主に事前了解を求める。』

緊急を要する場合等、センター本部又はセンター支部による対応が困難と思料された場合は、海上保安部署は「センター本部又はセンター支部名」で医療機関への出動要請を行う。この場合、事後速やかにセンター本部又はセンター支部へ、次の事項を連絡する。

- ① 出動要請時刻
- ② 出動要請医療機関
- ③ 出動要請受諾の有無及び時刻
- ④ 出動医師、看護師の氏名及び年齢
- ⑤ 事案の概要
- ⑥ その他必要事項

(6) 洋上救急要請者への医療活動に関する連絡

医師等の派遣が行われる場合において、派遣される医師等の医療活動が適切に実施されるように、派遣される医師等の要望事項を医師等の派遣要請元に対して、予め連絡する。

(7) 巡視船・航空機等の入港到着時の処理

関係先に対する連絡、救急車の手配、医療機関に対する入港到着時刻及び傷病者の状況等の連絡を行う。

(8) 各種情報の通報手段等

① 洋上救急事案発生時には、表-2「海上保安機関連絡先一覧」に掲げる海上保安庁機関の何れかが担当することとなり、出動する医療機関に明示される。従って、傷病者の容態、状況、往診に要する時間等の洋上救急に関する情報は、当該事案を担当する管区海上保安本部又は海上保安部に照会すれば入手することができる。

② 出動する医療機関の医師が、傷病者に関する詳細な情報を必要と判断した場合には、当該事案を担当する管区海上保安本部又は海上保安部から、当該船舶に対して予め医療助言をした医療機関名を聴取し、専門的な情報を直接入手することができる。

また、これらの医療情報は、状況に応じて担当の管区海上保安本部及び海上保安部を経由して直接入手することができる。

(9) 巡視船・航空機に乗船・搭乗した出動医師等への給食等に関する通報

洋上救急のため巡視船・航空機に乗船・搭乗した出動医師等、傷病者、付添人等に対し、当該巡視船・航空機から給食した食卓料或いは毛布、敷布等を貸与したことにより洗濯代等が発生した場合は、洋上救急終了後、可及的速やかに表-3「食卓料及び洗濯代請求書」に必要事項を記載し、当該巡視船・航空機から所属の海上保安部署を経由し、センター本部（又はセンター支部）に送付する。

① これらの各種情報は、電話により送受されるが内容の正確性を期すためFAXによる方法も利用できる。FAXによる方法で行う場合は、表-2「海上保安機関連絡先一覧」の海上保安庁機関と医療機関等相互でFAX専用電話番号を確認することが必要です。

② 出動医師等と医療機関との連絡

出動医師等と医療機関との連絡は、当該事案を担当する管区海上保安本部又は海上保安部に当該巡視船の衛星通信呼出番号を確認し、直接の通信が可能である。なお、海上保安機関が中継し伝達することもある。

(図-3 出動医師等と医療機関との連絡形態 18頁参照)

3 海上保安部署で実施される事項

表-1 洋上救急患者質問表

1 記入年月日 Entry Data	年 Year	月 Month	日 Day	時 Hour	分 Minutes	Standardize the following below	①現地時間 Local time	②現地時間 Japan time	③世界時間 Greenwich Mean Time
2 記入者名 Recorded by	氏名 Name				所 属 Post				
3 船 名 Name of vessel	船 名 Name of vessel				船 種 Type of vessel				
	国 籍 Nationality				①日本汽船 Japanese steamer		②日本漁船 Japanese fishing vessel		
4 会 社 名 Owner or Operator	社 名 Name of company				電 話 Telephone number				
	国 籍 Nationality				代理店名(外国船の場合) Agent office in Japan (in the case of a foreign vessel)				
5 現在の位置 Current location of vessel	時 刻 Time		北緯 North latitude	度 Degrees	分 Minutes				
			東経 East longitude	度 Degrees	分 Minutes				
6 航海日程 Vessel's itinerary	出港年月日 Departure date		年 Year	月 Month	日 Day	時 Hour	分 Minutes		
	出港地 Name of port of departure				国 名 Country				
	次寄港年月日 Date of next port call		年 Year	月 Month	日 Day	時 Hour	分 Minutes		
	寄港地 Name of port of departure				国 名 Country				
7 患者氏名 Name of patient	氏 名 Name				性 別 Sex	男 male	女 female		
	生年月日 Date of birth		年 Year	月 Month	日 Day	年 齡 Age	歳 Years		
	職 種 Occupation		病 院 名 Name of hospital (In case of attending)		国 籍 Nationality				
8 無線医療通信をした病院名 Name of hospital providing radio medical consultation			①船員保険無線医療センター Seamen's Insurance Radio Medical Center		電 話 Telephone number				
			②_____船員保険病院 Seamen's Insurance hospital						
			③_____掖済会病院 Ekisaikai Hospital		④_____病院 Hospital				
9 洋上救急往診を依頼する理由 Reason for requesting a maritime emergency doctor's call			原 因 Reason		①けがが injury		②病気が illness		

10 現在の患者のバイタルサイン (呼吸数、脈拍等の基礎的な生命に関するデータ) Patient's current vital signs (Date on basic life signs such as breathing and pulse rate)	
<p>【 時 分測定】 (Measured at hour minutes)</p> <p>A 意識状態: ①清明 (簡単な質問に答えられる。) State of consciousness Lucid ②せん妄 (興奮したり暴れたりしている。訳の分からない事を言う。) Frenetic ③半昏睡 (痛み刺激を与えると手足を動かす。) Semicomatose ④昏睡 (痛み刺激にも手足を動かさない。) Comatose</p> <p>B けいれん: ①ある ②ない Convulsions yes no</p> <p>C 体温: 度C 血 圧: / mmHg Body temperature °C Blood Pressure 脈 拍 数: /分 呼 吸 数: /分 Pulse rate minute Breathing minute</p> <p>D 瞳孔の直径: 左 mm / 右 mm Diameter of pupil Left Right</p> <p>E 痛みと苦しさ: ①どの部位か Pain Where is the pain? ②どういう痛みか What type of pain is it? (例/ずきん、ずきん、針で刺された、重苦しい等) (e.g. throbbing pain, stabbing, pain, crushing pain, etc.) ③痛みが続くか Is the pain always present? ④何処へ響くか Where does the pain radiate? ⑤圧迫で楽か Does pressure relieve the pain?</p> <p>F 出血とその持続程度 (出血の時期、出血量、出血の状況等): Bleeding factors and duration (When, amount, condition, etc.)</p> <p>①傷よりの出血 ②吐血 Bleeding from a wound Vomiting of blood ③かつ血 ④尿への出血 Spitting of blood Blood in urine ⑤大便への出血 ⑥その他 Blood in feces Other</p> <p>G 食 事: ①摂取できる ②摂取できない ③すこし食べられる Food able to ingest unable to ingest able to ingest small amounts</p>	
11 アレルギー Allergies	①ある (原因 yes (cause [s]))) ①ない) no
12 既 存 症 (過去に受けた手術も含む) Medical history (including surgeries in the past)	
13 血液型 Blood type	①A ②B ③AB ④O ⑤不明 unknown 14 アルコールの量 Amount of alcohol consumption ①強い heavy ②中程度 moderate ③弱い scant
15 最近の健康診断は何時か Date of most recent physical examination	年 月 日 (病院名) Year Month Day (Name of hospital)
16 発病 (怪我) から右記の様な異常な症状及びバイタルサインの経過を順に記載する。 Medicate in chronological order any changes in vital signs and the apperance of any abnormal Symptoms such as those listed below from the time of the onset of illness or injury.	
[意識 体温 痛み 出血 吐血 下血 脈拍数 呼吸数 狂暴性 排尿 排便 創傷 火傷 皮膚の変化 黄疸 感覚まひ 船上での処置 その他の異常な症状等 Consciousness, body temperature, pain, bleeding, vomiting of blood, bloody feces, pulse rate, respiration, violent or irrational behavior, urination, bowel movement, injury, burns, changes in skin conditon, jaundice, sensory paralysis, treatment aboard]	
年 月 日 時 分 Year Month Day Hour Minutes _____ 年 月 日 時 分 _____ 年 月 日 時 分 _____ 年 月 日 時 分 _____	

参考-1 洋上救急（医師の洋上往診）の要点

患者に何を聞くのか？
What to ask the patient

前節のところで説明した『現在の症状、投与薬』などを読み返せば自然と理解出来ると思いますが、今一度整理してみましょう。

This should be clear from reading "Current symptoms, medication, injection, treatment, questions" and other items explained in the previous section, but here is a summary.

1 今までにかかった事のある病気には、どんな病気があるか？
What illnesses have you had in the past?

2 今の症状は何時ごろから何処にどんなふうに現れたのか？
When and where did you first experience your present symptoms?

3 それに対して本人はどうしたのか、そしてどうなったのか？
What did you do then, and what happened?

4 バイタル・サインはどうか（特に睡眠、食欲、排泄も）？
How are your vital signs? (including sleep, appetite and excretion)

5 今一番つらい事は何なのか？
What are you suffering from most now?

このように聞き出してください。特に注意を要する症状について以下説明します。
You can question the patient in this way. Special attention should be paid to the following symptoms:

痛み
Pain

場所=身体のどの部分にあるのか、表面か、奥の方か。 Location =Where does the pain exist? Is it external or internal pain?
強さ=どのような痛みか。キリキリ、ズキズキなど。 Intensity =How does it hurt? For example, is the pain throbbing or piercing?
ひびき=何処へひびくのか。放散痛と言う。 Localization =Does the pain radiate to other parts of the body?
時間=どのくらいの時間続いたか。一時だけなのか。 Duration =How long has the pain persisted? Was it momentary pain?
変化=押した時、痛みが強くなったか、弱くなったか、
押した指を離れた時に痛みは強くなったか。 Perceived changes=Does the pain get worse or better when you apply pressure to it? Does it get worse when the pressure is removed?

しびれ
Numbness

感覚が麻痺の時と、ビリビリと強い時と、運動の麻痺か、『しびれる』ではなく、麻痺か、敏感かを確認して下さい。
Merely reporting "numbness" is not sufficient. Be specific as to whether the patient has tingling numbness, sensitivity or paralysis.

しこり(腫もの)
Hardness or swelling

場所、大きさ、硬さ、色、熱、膿の有無、痛みを伴っているのか。
Location, size, hardness, color, heat, presence of pus, pain if any

咳
Cough

咽喉、喉頭、呼吸器系の病気の時に現れるので、コンコン、ゴホンゴホン、犬の吠える声のような場合もある。
Cough is a symptom of diseases of the pharynx, larynx and respiratory organs. Types of cough include a dry cough, a hacking cough or a whooping cough.

喀痰
Sputum

色と回数、においに注意。血液が混じると鮮血になる=喀血
Note color, frequency and smell. Blood mixed with sputum is fresh blood (hemoptysis).

血を吐く
Vomiting blood

吐血=食道や胃からの出血でどすぐろい血液を吐く。
咯血=気管や肺から咳と共に鮮やかな色の血液を吐く。
Hematemesis is vomiting of dark blood, caused by bleeding in the stomach or esophagus. Hemoptysis is brightly colored blood brought up from the lungs or trachea when the patient coughs.

めまい
Dizziness

低血圧の場合、高血圧の変動時などに訴える。内耳の疾病。
Can occur if patient has low blood pressure or fluctuating high blood pressure. Can also be a symptom of a problem with the inner ear.

耳鳴
Ringing in the ears

耳の病気と低血圧の場合などに訴える。
Occurs in cases of ear diseases, low bloods pressure, etc.

その他、眼、耳、鼻孔、手足など一対あるものは、左か右を明記して下さい。
When referring to anything that comes in pairs, such as eyes, ears, nostrils, hands and feet, specify right or left.

参考-2 身体各部の名称

身体の場所を表現するには、次の図表を参考にして書いて下さい。

Consult the following charts when referring to parts of the body.

●全身の全面図

Anterior view of the human body

- 右側頸部(みぎそくけいぶ) Right lateral region of neck
- 右前胸部(みぎむね) (上部が Upper) (下部が Lower) Right chest
- 右手関節部(みぎしゅかんせつぶみぎてくび) Right wrist
- 右手掌(みぎてのひら) Right palm
- 陰茎(いんけい ペニス) Penis
- 睾丸(こうがん) Testes
- 陰囊(いんのう) scrotum
- 右膝(みぎひざ) Right knee
- 右足果部(みぎうちくるぶし) Right medial malleolus
- 右外果部(みぎそとくるぶし) Right lateral malleolus
- 右第1趾(みぎだいいちあしゆび) Right big toe
- 第2～第5趾(みぎだいに～ごあしゆび) Right toes 2-5

- 前頭部(ぜんけいぶ) Anterior region of neck
- 左鎖骨部(ひだりさこつぶ) Left clavicle, left clidal region
- 左肩(ひだりかた) Left shoulder
- 左乳房(ひだりちぶさ) Left nipple
- 左上腕内側面(ひだりじょうわんないそくめん) Medial surface of upper left arm
- 左肘窩(ひだりひじないそくめん) Medial surface of left elbow
- 左前腕内側面(ひだりぜんわんないそくめん) Medial surface of left forearm
- 左拇指(ひだりおやゆび) Left thumb
- 左示指(ひだりひとさしゆび) Left index finger
- 左中指(ひだりなかゆび) Left middle finger
- 左環指(ひだりくすりゆび) Left ring finger
- 左小指(ひだりこゆび) Left little finger
- 左鼠径部(ひだりそけいぶ) Left groin
- 左大腿前面(ひだりだいたいぜんめん) Anterior surface of left thigh
- 左下腿前面(ひだりかたいぜんめん) Anterior surface of left crus
- 左足関節部(ひだりそくかんせつぶ) Left ankle
- 左足背(ひだりあしのこう) Left instep

正中線 (せいちゅうせん) Median line

●全身の背面図

Posterior view of the human body

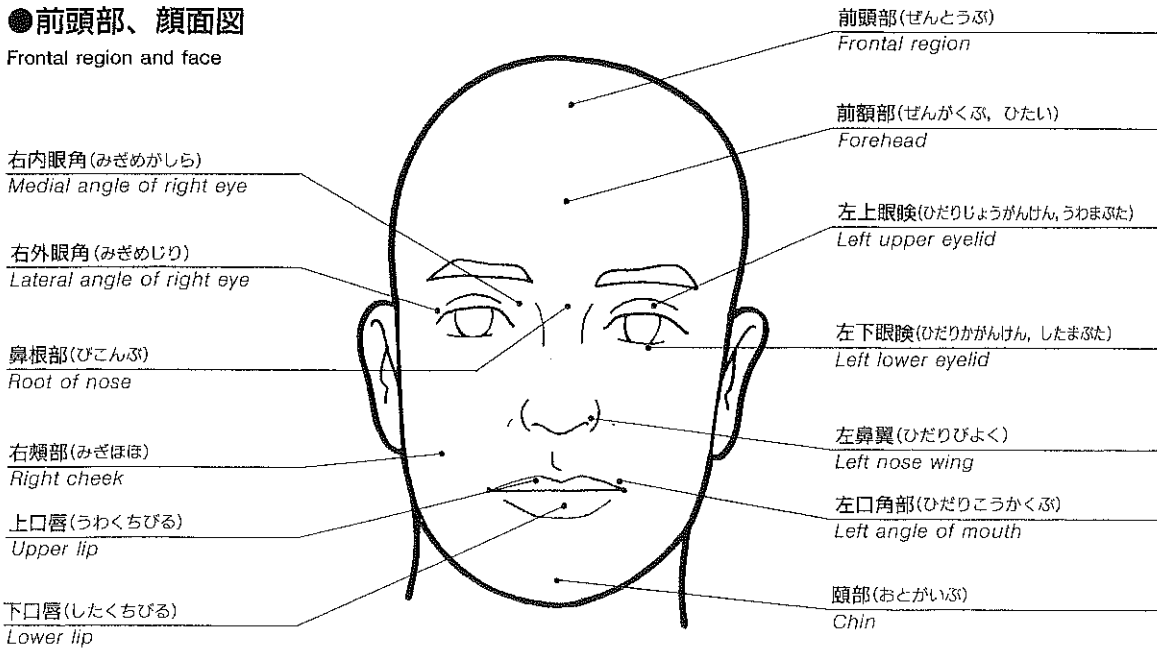
- 後頭部(こうとうぶ) Occipital region
- 左背部(ひだりせなか) (上部が Upper) (下部が Lower) Left back
- 左上腕外側面(ひだりじょうわんがいそくめん) Lateral surface of left upper arm
- 左肘部(ひだりひじぶ) Left elbow
- 左前腕外側面(ひだりぜんわんがいそくめん) Lateral surface of left forearm
- 左手背(ひだりてのこう) Back of left hand
- 左膝窩(ひだりひざはいめん) Dorsal surface of left knee
- 左アキレス腱部(ひだりアキレスけんぶ) Left Achilles tendon

- 頭頂部(とうちようぶ) Parietal region
- 右側頭部(みぎそくとうぶ) Right temporal region
- 頂部(えりくび) Nape
- 右肩(みぎかた) Right shoulder
- 右肩甲骨部(みぎけんこうこつぶ) Right scapular region
- 右腰部(みぎこしぶ) Right lumbar region
- 右臀部(みぎでんぶ) Right buttock
- 右大腿背面(みぎだたいはいめん) Dorsal surface of right thigh
- 右下腿背面(みぎかたいはいめん) Dorsal surface of right crus
- 右足踵(みぎあしのうら) Sole of right foot

3 海上保安部署で実施される事項

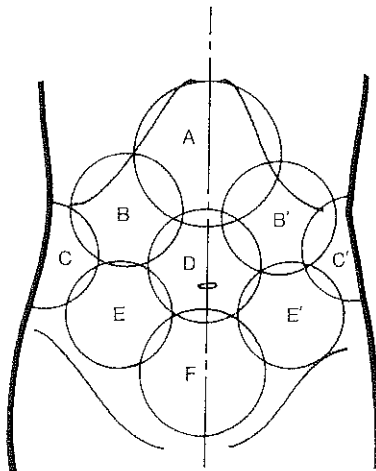
●前頭部、顔面図

Frontal region and face



●腹部図

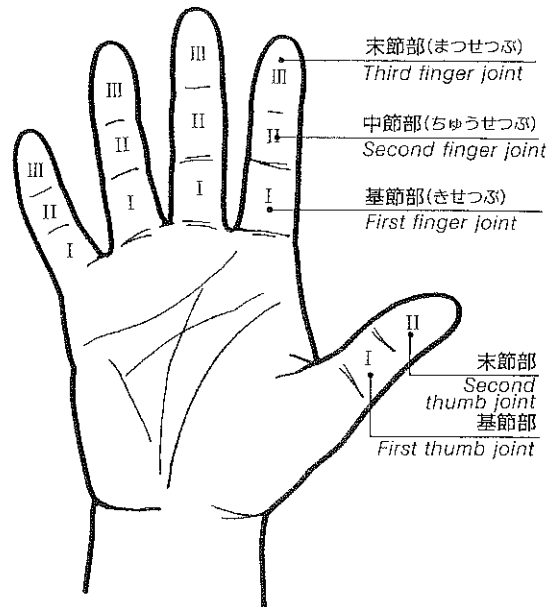
Parts of the abdomen



- A : 心窩部(しんかぶ) / Epigastrium
- B, B' : (右, 左)季肋部 (みぎ, ひだりきろくぶ) / (Right, left) hypochondrium
- C, C' : (右, 左)側腹部 (みぎ, ひだりそくぶくぶ) / (Right, left) flank.
- D : 臍周囲部(へそしゅういぶ) / Umbilical region
- E, E' : (右, 左)下腹部 (みぎ, ひだりかぶくぶ) / (Right, left) lower abdomen
- F : 下腹部(かぶくぶ) / Hypogastrium

●手掌、手指部図

Palm and fingers



参考-3 症状の経過図

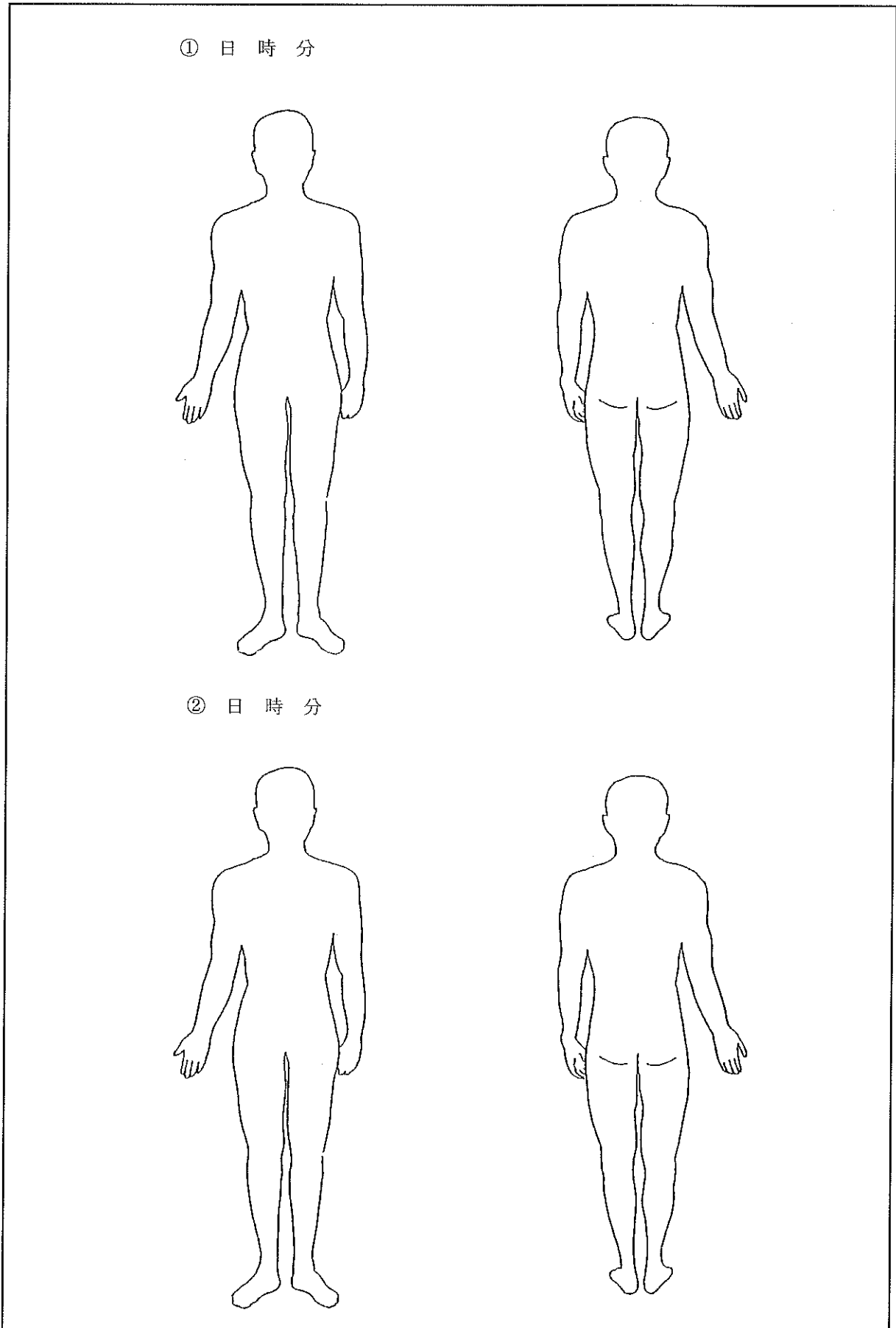


図-3 出動医師等と医療機関との連絡形態

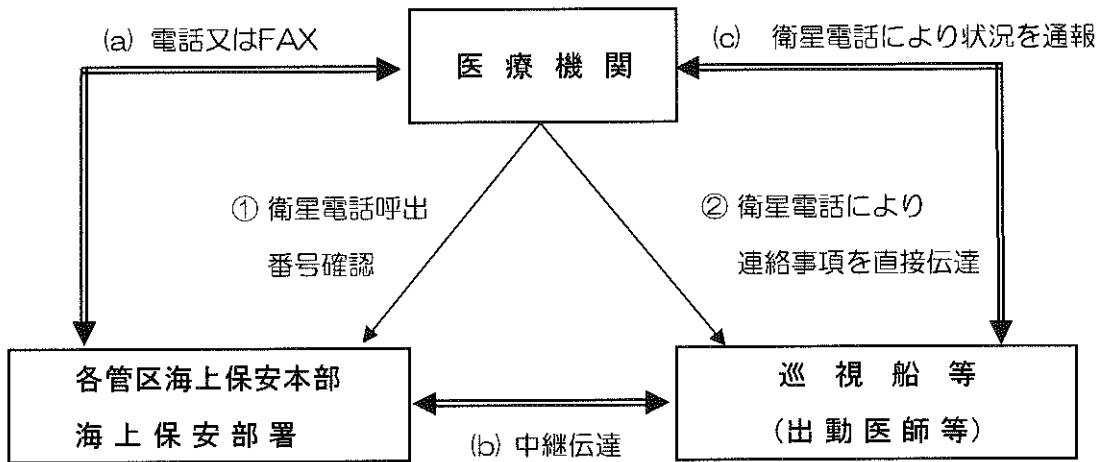


表-2 海上保安機関連絡先一覧

海上保安機関名	運用時間	電話番号
第一管区海上保安本部 運用司令センター	終日	0134-25-4999
釧路海上保安部 警備救難課	終日	0154-22-0118
函館海上保安部 警備救難課	終日	0138-42-1118
第二管区海上保安本部 運用司令センター	終日	022-365-4999
第三管区海上保安本部 運用司令センター	終日	045-663-4999
第四管区海上保安本部 運用司令センター	終日	052-651-4999
第五管区海上保安本部 運用司令センター	終日	078-391-4999
第六管区海上保安本部 運用司令センター	終日	082-253-4999
第七管区海上保安本部 運用司令センター	終日	093-332-4999
第八管区海上保安本部 運用司令センター	終日	0773-75-4999
第九管区海上保安本部 運用司令センター	終日	025-249-4999
第十管区海上保安本部 運用司令センター	終日	099-255-4999
第十一管区海上保安本部 運用司令センター	終日	098-867-4999

表-3 食卓料及び洗濯代請求書

氏名	食卓料				洗濯代						計	
	朝食 円	昼食 円	夕食 円	夜食 円	タオルケット 円	ホーフ 円	シャツ 円	枕カバー 円	毛布 円	ベットのマット 円		
計												

領収書

上記金額正に受領いたしました。

平成 年 月 日

海上保安部

巡視船:

4 洋上救急事業に関する事務処理要領

(1) センター支部への配算経費に関する事務処理要領

センター支部への経費の配算は、年度当初にセンター本部から配算計画書により通知することとなるが、各経費の配算の原則は、次のとおりである。

- ・ 活動費 四半期毎
- ・ 医療器具維持費 点検・使用の都度
- ・ 訓練費 訓練実施の都度
- ・ 事業推進費のうち会議費 年度当初
- ・ 事業推進費のうちの旅費 必要の都度

活動費は、洋上救急事業を行うにあたり、センター支部の事業活動に必要な経費であり、社会通念上、事業活動と認められる事項であれば支出可能である。(地方特有の事情があることも考慮し細分を設けていない。)

① 活動費の使用基準

活動費の具体的な使用については、表-5「活動費の使用可能基準」のとおりである。

② 旅費支給基準

- イ センター支部職員の旅行命令は、センター支部長が行う。
- ロ センター支部職員以外の者に出張を依頼する場合も同様とする。
- ハ 出張者に対し支給する旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、日当、宿泊料とする。
- ニ 鉄道賃については、路線等に応じた旅客運賃、急行料金、座席指定料金による。
ただし、普通急行を利用する場合の旅行は、片道 100 キロメートル以上、特別急行を利用する場合の旅行は、片道 250 キロメートル以上の場合に限る。座席指定の列車を運行する路線を利用する場合の旅行は、片道 100 キロメートル以上とする。
- ホ 日当及び宿泊料については、表-4「日当及び宿泊料」の定額による。

表-4 日当及び宿泊料

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)
幹 事 相 当	2,600 円	13,100 円
センター支部職員	2,200 円	10,900 円
事 務 担 当 者	1,700 円	8,700 円

- ヘ 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の旅行については、日当額の 1/2 に相当する額を支給する。

表-5 活動費の使用可能基準

項目	具体例	処理要領・証拠書類等
通信費	電話料金 郵便料	<ul style="list-style-type: none"> ・電話通信会社の領収書を徴する。 ・共用電話の場合は、共用先の領収書を整える。 ・郵便切手類売りさばき領収書を徴する。 ・宅配便を利用する場合は、領収書を徴する。
交通費	タクシーの利用 短距離の電車、バス等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として領収書を徴する。(領収書を徴することが出来ない場合は、様式-1「交通費支払確認書」により、支部長の確認印を受ける。
旅費	遠距離又は宿泊を伴う地に赴く場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-2「出張(依頼・命令)書」、様式-3「旅費精算請求書兼領収書」による。 ・詳細は旅費支給基準による。
人件費	事務担当者に対する手当等 臨時職員費(アルバイト費) (訓練等の会場設営、受付等の準備、終了後に臨時に補助員が必要な場合に短期間雇用する等)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式-4「人件費(事務専従者手当)領収書」を徴する。 ・様式-5「人件費(臨時職員給)領収書」を徴する。(日当1日6,500円を支給限度とし、交通費は実費を支給する。)
物件費	消耗品 備品購入 印刷費 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・品名、数量等明記の領収書を徴する。 ・品名、数量等明記の領収書を徴する。 ・品名、数量等明記の領収書を徴する。 ・品名、数量等明記の領収書を徴する。
会議費	会場借料 茶菓、食事代	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書を徴する。 ・人員、品名、数量等明記の領収書を徴する。
その他活動に必要と認められるもの		<ul style="list-style-type: none"> ・用途が明らかになる領収書等を徴する。

(2) 洋上救急出動協力費等に関する事務処理要領

① 出動要請があった場合の措置

イ 船主等負担金を支払うことの要請者への確認

洋上救急の要請があった場合、センター本部又はセンター支部は、船主等に対して船主等負担金の負担の可否を確認する。

ロ 船主等負担金の額

船主等負担金の額は、5.(3)「洋上救急出動協力費等に関する規則」に定めたとおりであるが、洋上救急を要請した船主等に対して、新に往診出動事案につき10万円の洋上救急協力金を従来の出動協力費に加算するので、標準編成(医師1名、看護師1名)で出動1日の場合、船主等負担金の額は概ね32万円である。ただし、この洋上救急協力金は免除される場合があるので、本項④イを参照すること。

なお、傷病者が日本の船員保険の被保険者(日本船員は、原則として被保険者とみなして差支えない。)の場合、船員保険特別会計から医師1名1日につき50,950円が社会保険庁から援護される。当然ながら外国人船員の場合は適用されない。

ハ センター本部への通報

センター支部は、洋上救急が行われる場合、海上保安部署から連絡のあった傷病者氏名、船主等、船名、出動医師・看護師、同所属医療機関等を速やかにセンター本部に通報する。(海上保安部署からは、原則として事前にセンター本部又はセンター支部に所要事項が連絡される。)

② 洋上救急終了時の措置

イ 洋上救急実施状況に関するセンター本部又はセンター支部への報告

センター支部は、洋上救急が終了した場合、速やかに様式-6「洋上救急実施報告書」を作成し、センター本部に送付する。

ロ 洋上救急出動協力費の請求及び支払い

(イ) センター本部又はセンター支部は洋上救急が終了した場合、出動した医師等が所属する医療機関から、様式-7「洋上救急出動協力費請求書」への記載、確認押印を受け、センター本部に洋上救急出動協力費を請求させる。

(ロ) 洋上救急出動協力費請求書を受領したセンター本部は、医療機関の指定先に洋上救急出動協力費を送金する。

③ 船主等負担金の船主等への請求

センター本部は、洋上救急が終了した場合、次の④項の洋上救急事業協力金の免除事項を確認した後、船主等負担金の額を算定し医療機関から提出された洋上救急出動協力費請求書の写しを添付し、当該船主等に船主等負担金の請求を行う。

4 洋上救急事業に関する事務処理要領

④ 洋上救急事業協力金の免除等

イ 洋上救急事業協力金は、基本的には全ての船主等に一律に加算することとしているが、洋上救急事業に対して毎年資金を拠出している民間団体の傘下にある会員及び日本の公船については、表-6「事業協力金の負担金」のとおり事業協力金の全額（10万円）を免除することとしている。

表-6 事業協力金の負担金

区分	所属民間団体名	免除率
会員	大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、 日本船主協会の傘下会員（船主等）及び 全日本海員組合	100% (10万円)
非会員	日本の公船	
非会員	上記会員以外の船主等（主として外国船）	なし

ロ センター本部は、事業協力金を免除するものに該当するか否かの判定をするため、洋上救急が終了した後、その都度、表-8「洋上救急出動に関する通報表」の到着を待ち、速やかに資金拠出団体の傘下会員であるか否かの確認を行う。

⑤ 社会保険庁への請求

センター本部は、社会保険庁に対して同庁の定める手続きに従い、船員保険特別会計から援護される金額の請求を行う。

⑥ 洋上救急出動協力費等に関する規則の1日について

イ 原則として「1日」は暦日による。

ロ 原則として1日の出動時間（航空基地での前進待機時間を含む。）が3時間以下の場合、センター本部が医療機関と協議し、出動協力費の額を定める。

(3) 災害補償に関する事務処理要領

① 傷害発生時の通報

イ 洋上救急出動時又は慣熟訓練参加時において、医師等に傷害が発生した場合は海上保安部署からの通知を受けたセンター支部は、遅滞なく次の事項をセンター本部に通報するとともに、当該医師等の所属する医療機関に通報する。

(イ) 傷害発生の年月日時分

(ロ) 傷害発生の場所

(ハ) 傷害を受けた医師等の氏名、所属医療機関名

(ニ) 傷害の内容（傷病名等）

ロ 前項イの通報を受けたセンター本部は、三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第三課に、約款に定める「事故通報」を行う。

(通報先：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 電話：03-3259-6681)

② 事故証明書の提出

センター本部は、事故証明書用紙をセンター支部に送付し、センター支部は当該医療機関から必要事項の記載等を受け、センター本部に送付する。

③ 補償保険金の請求

センター本部は、三井住友海上火災保険株式会社の協力を受け、被災した医師等に代り表-7「保険金の請求に必要な書類」の調整・提出を行う。

④ 付保の内容

洋上救急出動時及び慣熟訓練参加時ともに最高2億円が医師・看護師に付保される。

(詳細は5(4)項目「洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則」 43頁参照)

表-7 保険金の請求に必要な書類

必要書類	入院/通院 保険金	後遺障害 保険金	死亡 保険金	備考
1 保険金請求書(※)	○	○	○	
2 公機関の事故証明書	○	○	○	1 交通事故の場合は交通事故証明書 2 船舶・航空機事故の場合は、巡視船船長・航空機機長の証明書
3 診断書(※)	○	○		
4 死亡診断書又は死体検案書			○	
5 医師への照会に関する同意書(※)	○	○	○	
6 委任状(※)	○	○	○	保険金の請求について、代理人を定めているときのみ
7 戸籍謄本			○	
8 死亡保険金受取に関する同意書(※)		△	○	相続人が複数の場合、保険金の受取に関し、代表者に対する同意書
9 印鑑証明書(※)		△	○	

(注) ※印は保険会社の定める様式で、△印は場合によっては必要になるものを示す。

(4) 携帯医療器具に関する事務処理要領

① 保管

イ センター本部は、担当の管区海上保安本部に携帯医療器具の保管を依頼する。

管区海上保安本部からは、保管場所をセンター本部又はセンター支部に通知される。

ロ 保管場所を変更した場合（一時的な変更も含む。）も同様に担当の管区海上保安本部からセンター本部及びセンター支部に通報される。

② 点検整備

センター本部又はセンター支部は、医療器具メーカー又は協力医療機関に依頼し、器具の消毒・手入れ、その他必要な点検整備を実施する。点検整備は、使用の都度（使用が3ヶ月以上ない場合は、3ヶ月毎）実施する。

センター支部は、点検整備の都度、様式-8「医療器具点検整備実施報告書」を作成し、センター本部に送付する。センター本部は、同報告書に基づきセンター支部に点検整備に要した所要額を送金する。標準の点検整備料は1回につき一万円とする。

③ 消耗品の補充等

イ 消耗品の補充

センター本部又はセンター支部は、点検整備を実施した医療機関に相談し、使用した消耗品の補充を実施する。センター支部は、実施の都度、様式-8「医療器具点検整備実施報告書」を作成し、センター本部に送付する。

センター本部は、同報告書に基づき補充等に要した所要額を送金する。

ロ 消耗品以外の補充等

センター支部は、消耗品以外の医療器具で修理、部品交換及び補充を要する場合は、事前にセンター本部に協議して実施する。

(注-1)：前記②、③を一括して様式-8「医療器具点検整備実施報告書」による報告を行ってもよい。

(注-2)：品名の備考欄には、補充、交換の別と理由を記入する。

④ 保険関係

携帯医療器具には、医療用機器の動産総合保険を付保しているため、事故（海中への没落、落下等）により損傷した場合は、速やかに次の事項をセンター本部に通報する。

(イ) 事故発生日時場所

(ロ) 事故原因

(ハ) 損害程度

(ニ) その他必要事項

(5) 洋上救急慣熟訓練に関する事務処理要領

① 慣熟訓練の企画

- イ 慣熟訓練は、一地区において年間1回以上行うものとする。
- ロ 慣熟訓練の企画は、海上保安部署の協力を得て洋上救急支援協議会とセンター支部が協同で行う。

② 慣熟訓練実施計画書の提出

- イ センター支部は、様式-9「洋上救急慣熟訓練実施計画書」を作成し、実施日の5日前までにセンター本部に送付する。
- ロ 実施計画書の作成が実施日までに余裕がない場合は、計画概要をFAX又はEメールにより通報する。

③ 慣熟訓練参加者の傷害補償保険

- イ センター本部は慣熟訓練参加者について、5(4)「洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則」(43頁参照)に定める「慣熟訓練参加者傷害補償保険(特約)」を付保する。
- ロ 訓練費参加者とは、医師及び看護師をいう。

④ 慣熟訓練の実施

センター支部は、海上保安部署と緊密に協力し、慣熟訓練が効果的かつ安全に実施されるように努める。

⑤ 慣熟訓練実施報告書の提出

センター支部は、慣熟訓練終了後、速やかに様式-10「洋上救急慣熟訓練実施報告書」を作成し、センター本部に送付する。

⑥ 慣熟訓練関係者名簿の提出

センター支部は、慣熟訓練参加者名簿、同検討会参加者名簿(各支部関係者、各支援協議会関係者、医療機関担当者(訓練参加者を除く。)、管区海上保安本部関係者、海上保安部署関係者、航空基地関係者、巡視船関係者、航空機関係乗員等)を作成し、翌月の5日までにセンター本部に送付する。

⑦ 慣熟訓練奨励費、交通費の取扱い

- イ センター本部は「洋上救急慣熟訓練実施報告書」に基づき、遅滞なく訓練奨励費、同交通費(以下「奨励費等」という。)をセンター支部に送金する。
- ロ 奨励費等は、訓練当日に訓練参加者に支給し、訓練参加者は受領書に署名・押印する。
- ハ 交通費は、予算の範囲内で訓練参加者に支給する。
- ニ 奨励費等の受領を辞退する病院等については、訓練参加者名簿にその旨を記載して提出する。
- ホ 奨励費等の受領書は、翌月の5日までに、センター本部に送付する。

表-8 洋上救急出動に関する通報表

(第 管区海上保安本部) (地方支部) 通報 (No.)

発生年月日時 位置・船名等	患者名 病名等	船主等要請者	出動医療機関 出動医師等	出動年月日時	出動勢力	概 要
年月日 ; (発生位置)	(氏名・年令) (職名等)	(船主等要請者機関名) (住所)	(医療機関名) (医師氏名・年令) フリガナ (才)	(出発時刻) 病院又は自宅から 年 月 日 時 分 (利用交通)	巡視船名 航空機名 特殊救難隊 救難士 潜水士 降下員 その他	(洋上救急発動に至る経緯) (医師、患者、救助勢力の動静(時系列) 及び洋上救急完了までの経緯等)
約 海里 北緯 東経 (船種・船名)	(国籍) (外国人に限る。) (傷病名)	(電話番号) (要請年月日時) 年 月 日 :	(看護師氏名・年令) フリガナ (才)	(帰着時刻) 病院又は自宅へ 年 月 日 時 分 (利用交通)	交 通 費 円 円	
(トン数・乗員数) トン 名	(船員被保険者 番号) 職名	(支払金確認担当者) 氏名				
(船籍等)						食卓料・洗濯代 (表-3)による)
(所属漁協)						

様式-1

交通費支払確認書

使用者所属名_____

職 名_____

氏 名_____

使用目的	目的地	乗車区間	金額	用 件

上記に相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

確 認 者

洋上救急センター_____地方支部

支部長_____印

様式－2

出張(依頼・命令)書

1 出張発令年月日 平成 年 月 日

2 出張発令者氏名 _____ 印

3 出張者

所属 _____

役職名 _____

氏名 _____

4 用務等

(1) 用務 _____

(2) 用務先 _____

(3) 旅行期間 _____

(4) 旅費額 _____ 円

様式-3

旅費精算請求書兼領収書

年月日		所屬責任者		所屬部門	役職名	氏名	印										
		旅費請求者	印				印										
年月日	出発地	到着地	宿泊地	路程	鉄道賃		船賃	航空賃		車賃	日当		宿泊料		合計		
					運賃	(特)急料金	その他	計	運賃		その他	航空賃	夜数	定額		定額	
合計																	
合計	精算額																領収印

様式－4

人件費（事務専従者手当）領収書

平成 年 月 日

洋上救急センター

地方支部長 殿

住 所

氏 名 (印)

下記金額正に領収いたしました。

一金 円也

但し、洋上救急センター 地方支部の事務専従者として

平成 年 月 日分の月手当

様式－5

人件費（臨時職員給）領収書

平成 年 月 日

洋上救急センター

_____ 地方支部長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

下記金額正に領収いたしました。

一金 _____ 円也

但し、洋上救急センター _____ 地方支部の臨時職員給として

出勤日	月/日									
	印									

出勤日	月/日									
	印									

様式-6

洋上救急実施報告書

(文書番号) _____

(報告年月日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

社団法人 日本水難救済会

会長 _____ 殿

洋上救急センター _____ 地方支部

支部長 _____ 印

次のとおり、洋上救急が行われたので報告します。

1 出動日時等

(出発) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

(帰着) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

2 出動した医師等

所属医療機関: _____

出動医師名: _____

出動看護師名: _____

3 対象船舶名

船名 _____ 傷病者名 _____ (_____ 歳)

船主名 _____ 職名 _____

住所 _____ (電話) _____

代理店名 _____ (電話) _____

住所 _____

4 洋上救急往診の状況

注 1: 洋上救急要請者、傷病名、洋上救急決定状況、出動巡視船・航空機名、洋上救急経過等を記入する。

注 2: 医師等の交通費の状況(医師等が立替払いすることを原則としているが、これを支部等において支出した場合等)を記入する。

注 3: 出動医師等の食卓料及び洗濯代がある場合は「食卓料及び洗濯代請求書」を作成し添付する。

様式-7

洋上救急出動協力費請求書

(文書番号) _____

(請求年月日) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

社団法人 日本水難救済会

会長 _____ 殿

(請求者) 医療機関名 _____

医療機関の長 _____ 印

次のとおり、洋上救急を行ったので、洋上救急出動協力費を請求します。

1 出動日時等

(出発) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

(帰着) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

2 出動した医師等

出動医師名 _____

出動看護師名 _____

3 対象船舶名

船名 _____ 傷病者名 _____ (____ 歳)

船主等 _____ 傷病名 _____

4 交通費(洋上救急に際し、支払った交通費)

_____ から _____ まで(交通手段) _____ (金額) _____ 円

_____ から _____ まで(交通手段) _____ (金額) _____ 円

5 受取方法

(1) 銀行振込

_____ 銀行 _____ 支店

口座番号(当座・普通) _____ 口座名義 _____

(2) その他

様式-8

医療器具点検整備実施報告書

- ・ 小型携帯医療器具（消耗品等の補充を含む。）
- ・ 移動型プロパック医療器具
- ・ 移動型 DASH3000 医療器具

（文書番号） _____

（報告年月日） 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

社団法人 日本水難救済会

会長 _____ 殿

洋上救急センター _____ 地方支部

支部長 _____ 印

次のとおり、携帯医療器具の整備を実施したので報告します。

1 実施日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 実施した医療機関名等 _____

3 整備状況（整備実施者の所見を記入する。）

.....

.....

.....

.....

4 補充又は交換

種別	品名	規格	数量	単価	金額	補充・交換理由

（注） 携帯医療器具の別、補充又は交換の種別と、その理由を記入する。

また、品名が多い場合は、別添とする。

様式-9

洋上救急慣熟訓練実施計画書

(文書番号) _____

(報告年月日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

社団法人 日本水難救済会

会長 _____ 殿

洋上救急センター _____ 地方支部

支部長 _____ 印

次のとおり、洋上救急慣熟訓練を実施する計画でありますので報告します。

1 実施日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 実施する海上保安部署・船艇・航空機名

3 実施要領

別添のとおり。

4 参加する医師等 (総計 _____ 名)

医 療 機 関	参加医師名	年 齢	参加看護師名	年 齢

様式-10

洋上救急慣熟訓練実施報告書

(文書番号) _____

(報告年月日) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

社団法人 日本水難救済会

会長 _____ 殿

洋上救急センター _____ 地方支部

支部長 _____ 印

次のとおり、洋上救急慣熟訓練を実施したので報告します。

1 実施日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時から ____ 時 ____ 分まで

2 実施した海上保安部署・船艇・航空機名

3 参加した医師等（氏名）

医療機関	参加医師数	参加看護師数
計		

4 参加医師等の奨励費・交通費の内訳

別添のとおり

5 実施状況

5 洋上救急に関する（社）日本水難救済会の関係規則

(1) （社）日本水難救済会事務局の組織事務分掌等に関する規則（抄）

日本水難救済会事務局の組織事務分掌等に関する規則（抄）

平成 13 年 4 月 1 日 規則第 1 号

（目的）

第 1 条 この規則は、社団法人日本水難救済会（以下「本会」という。）事務局、組織、職制、事務分掌等に関する事項を定め、本会事業の能率的運営に資することを目的とする。

（本部の設置）

第 2 条 本会及び本会に置く洋上救急センターに次の本部を置く。

(1) 総務本部

(2) 事業本部

2 総務本部においては、第 3 条の総務部及び経理部の事務を統括する。

3 事業本部においては、第 4 条の第一事業部、第二事業部及び第三事業部の事務を統括する。

・・・略・・・

（事業本部の内部組織及び事務）

第 4 条 事業本部に次の 3 部を置く。

(1) 第一事業部

(2) 第二事業部

(3) 第三事業部

・・・略・・・

4 第三事業部においては次の事務を掌る。

(1) 洋上救急センターが行う洋上救急出動に関する調整に関すること。

(2) 洋上救急事業に係る経費及び収入の予算及び決算並びに会計の監査に関すること。

(3) 往診医師及び医療補助員に関すること。

(4) 洋上救急支援協議会に関すること。

(5) 洋上救急功労者の調査に関すること。

(6) 洋上救急の統計に関すること。

(7) 医療器具の整備に関すること。

(8) その他洋上救急センターの運用に必要な事務に関すること。

附則

この規則は平成 10 年 3 月 13 日から施行する。

本部組織・事務分掌規定（昭和 56 年 3 月 1 日施行）は廃止する。

附則

この規則は平成 13 年 3 月 23 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 洋上救急センター地方支部規則

洋上救急センター地方支部規則

昭和60年6月25日 規則第3号

(設置)

第1条 洋上救急センターの地方支部を釧路、函館、塩釜、名古屋、神戸、北九州、鹿児島、那覇、新潟及び舞鶴に置く。

(名称)

第2条 地方支部の名称は、地方支部に洋上救急センター及び地方名を冠する。

(職員)

第3条 地方支部に次の職員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
幹事	若干名

2 支部長、副支部長は会長が、幹事は支部長が委嘱する。

(業務)

第4条 地方支部は、次の業務を行う。

- (1) 洋上救急のため往診する医師及び医療補助員の往診要請、訓練等洋上救急業務の実施に関すること。
- (2) 洋上救急支援協議会に関すること。
- (3) 洋上救急業務の海上保安官署との連携に関すること。
- (4) その他洋上救急業務に必要な業務に関すること。

附則

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和61年8月10日から施行する。

附則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

(3) 洋上救急出動協力費等に関する規則

洋上救急出動協力費等に関する規則

平成5年5月25日 規則第2号

(通則)

第1条 洋上救急センターの要請に基づき、洋上救急のため医師、看護師等（以下「医師等」という。）が出動した場合の協力医療機関に対する出動協力費の支給及び医師等の出動を要請した受益船主・代理店等（以下「船主等」という。）に対する出動協力費等の船主等負担金の請求は、この規則に定めるところによる。

(出動協力費等の算出基準)

- 第2条 協力医療機関に支給する出動協力費は、別表第一の算出基準により得られた額とし、また、医師等の出動を要請した船主等の負担金は、別表第一の出動協力費の算出基準により得られた額に、別表第二に定めた洋上救急事業協力金を加えた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度単位で資金を拠出している民間団体の傘下会員及び日本の公船については、洋上救急事業協力金の負担を免除することができる。
- 3 前各号の規定によりがたい場合は、関係機関と協議して決定する。

(医療機関等に対する支給)

第3条 出動協力費は、原則として医師等の所属する病院、診療所又はその指定する者（以下「医療機関」という。）に支給する。

(船主等に対する請求手続き)

第4条 出動協力費及び洋上救急事業協力金の船主等に対する請求手続きは、会長の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成5年5月25日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 洋上救急出動協力費支給規則（昭和60年、規則第4号）は廃止する。

附則

この規則は、平成10年4月1日から適用する。

5 洋上救急の関係規則

別表第一 出動協力費の算出基準

種 類	支 給 額	備 考
標準編成支給額	1日につき 220,000 円	医師1名、看護師1名で出動した場合
医師加算支給額	1日につき 100,000 円	標準編成に加算した場合
看護師等加算支給額	1日につき 50,000 円	標準編成に加算した場合
食卓料	1名1日につき 1,000 円	
交通費	実費	

備考

- 1 医療行為に伴う医療費は、上記金額に含まれてはいない。
- 2 医療機関等が個人でない場合には、消費税を加算する。

別表第二 洋上救急事業協力金の負担基準

項 目	金 額	備 考
洋上救急事業協力金	医師等出動1件につき 100,000 円	

(4) 洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則

洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則

昭和60年6月25日 規則第5号

医師及び看護師等(以下「医師等」という。)が、洋上救急業務に従事した場合の保険は、次による。

1 洋上救急出動期間(医師等が洋上救急業務に従事中及び勤務医療機関又は自宅を出発して帰るまでの通常の経路の間)

(1) 保険の種類

洋上救急業務医療関係従事者傷害補償保険(特約)

(2) 保険金額

区分	保険金額	医 師	看護師等
死亡・後遺障害		20,000 万円	20,000 万円
入院(日額)		30,000 円	30,000 円
通院(日額)		20,000 円	20,000 円

(3) 担保範囲等

傷害保険普通保険約款の定めるところによる。

2 慣熟訓練参加期間(医師等が本訓練参加中及び勤務医療機関又は自宅を出発して帰るまでの通常の経路の間)

(1) 保険の種類

慣熟訓練参加者傷害補償保険(特約)

(2) 保険金額

区分	保険金額	医 師	看護師等
死亡・後遺障害		20,000 万円	20,000 万円
入院(日額)		30,000 円	30,000 円
通院(日額)		20,000 円	20,000 円

(3) 担保範囲等

傷害保険普通保険約款の定めるところによる。

附則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

5 洋上救急の関係規則

附則（昭和62年5月19日 規則第1号）

この規則は、昭和61年10月1日から適用する。

附則（平成元年5月23日 規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から適用する。

附則（平成2年5月23日 規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から適用する。

「参考」洋上救急業務従事者傷害補償制度

傷 害 保 険 特 約 書

社団法人日本水難救済会(以下「甲」といいます。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」といいます。)は、有限会社海交会(以下「丙」といいます。)を取扱代理店とする傷害保険普通保険約款(第10条(特約の解除)第1項において「普通約款」といいます。)及び国内旅行傷害保険特約条項(他に特約条項の適用ある場合は、当該特約条項を含みます。)に基づく保険契約(以下「保険契約」といいます。)について、次のとおり特約書を締結します。

「**洋上救急業務**」とは、社団法人日本水難救済会からの洋上救急往診の要請に基づき「洋上救急業務の協力に関する協定」の締結医療機関等(協定の締結は行わないが、出動の要請に応じる医療機関を含む。)の所属医師等が海上保安庁等の船艇、航空機等により、洋上の船舶上で発生した傷病者に対する往診のため洋上等に赴く業務をいい、このため勤務医療機関又は自宅を出発し、帰るまでの間を含むものとする。

「**洋上救急慣熟訓練**」とは、社団法人日本水難救済会の要請に基づき、海上保安庁の船艇、航空機により、洋上救急慣熟のために行う訓練をいい、このため勤務医療機関又は自宅を出発し、帰るまでの間を含むものとする。

第1条(被保険者の範囲及び支払責任)

乙は、この特約書の有効期間(以下「特約期間」といいます。)中に、国内旅行傷害保険特約条項第1条(当会社の支払責任)の旅行行程(以下「旅行行程」といいます。)を開始した下欄記載者の全てを被保険者とし、被保険者がその旅行行程中に被った傷害または損害に対して、保険契約の支払責任を負担します。

- ・ 甲の要請に基づき「洋上救急業務」に従事中の者
- ・ 甲の要請に基づき「洋上救急慣熟訓練」に従事中の者

第2条(保険金額)

保険金は、被保険者1名につき、下欄のとおりとする。

区分	保険金額	医 師	看護師等
死亡・後遺障害		20,000万円	20,000万円
入院(日額)		30,000円	30,000円
通院(日額)		20,000円	20,000円

第3条（暫定保険料）

- ① 甲は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を乙に支払わなければなりません。
- ② 特約期間が開始した後でも、乙は、暫定保険料領取前に生じた事故による障害または損害に対しては、保険金は支払いません。

第4条（帳簿の備付け）

- ① 甲は、被保険者の氏名、旅行期間、旅行経路、その他必要事項を記載した乙所定の帳簿を備付けることとし、乙がその閲覧または提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- ② 甲が前項の規定による帳簿の閲覧または写しの提示を乙の認める正当な理由がなく拒んだ場合は、乙は、保険金を支払いません。

第5条（通知）

- ① 甲またはその代理人は、毎月末日を締切日とし、前条第1項の帳簿に基づき締切日前1ヶ月間に旅行行程を開始したすべての被保険者をとりまとめ、乙の定める通知書に必要項目を記載して、通知日（締切日の属する月の翌月末日とします。）までに、乙に通知しなければなりません。
- ② 旅行期間が延長された場合には、甲またはその代理人は、遅滞なく、その旨を乙に通知しなければなりません。
- ③ 第1項の規定による通知に遅延または脱漏があった場合において、甲またはその代理人に故意または重大な過失があったときは、乙は、その遅延、脱漏があった通知にかかわる被保険者が被った被害または損害に対しては、保険金は支払いません。
- ④ 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、特約期間終了後であっても、甲は、これに対応する保険料を支払わなければなりません。

第6条（通知の特例）

- ① 前条の規定にかかわらず、同一の航空機、船舶等の交通乗用具に搭乗する被保険者のこの保険特約に基づく死亡・後遺障害保険金額の合計が50億円をこえる場合には、甲またはその代理人は、事前に乙に通知しなければならない。
- ② 前項の場合において、乙は、同項の通知がないときは、いかなる場合においても、1事故について同項に規定する額をこえては保険金を支払いません。

第7条（確定保険料）

- ① 甲は、特約期間終了後に前2条の規定による通知に基づき、乙が算定した毎月の確定保険料（以下「確定保険料」という。）の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- ② 第5条（通知）第2項の規定による通知が前項の規定による精算後にあった場合には、甲は、遅滞なく追加保険料を乙に支払わなければなりません。
- ③ 特約期間の途中で確定保険料の合計額が暫定保険料をこえたときは、甲は、乙の請求により、追加暫定保険料を乙に払い込まなければなりません。
- ④ 甲が、前項の暫定追加保険料の支払いを怠ったときは、乙は、確定保険料の合計額が暫定保険料をこえた以降の甲またはその代理人からの通知において通知された旅行行程を開始した被保険者が、乙が暫定追加保険料を請求したときから当該保険料を領取するまでの間に被った傷害または損害に対しては、保険料を支払いません。

第8条（保険料率）

この特約書にかかる保険料率は、乙が主務官庁の許可を受けた料率によります。

第9条（最低保険料）

この保険契約に基づく最低保険料は、500円とします。

第10条（特約書の解除）

- ① 甲は乙に対する書面による通知をもって、乙は甲に対する書面により保険証券記載の甲の住所（普通約款第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって、それぞれこの特約書を解除することができます。この場合、解除の効力は将来に向かってのみ生じるものとし、乙は、解除以降に旅行行程を開始した被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 前項規定によりこの特約書が解除された場合は、解除の効力が生じたときまでに旅行行程を開始した被保険者にかかる確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算します。

第11条（損害の賠償）

甲または乙がこの特約書に違反して相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害の賠償を請求することができます。

第12条（特約書の変更）

甲または乙は、それぞれ相手方に対し書面によりこの特約書の条項の変更を申し出て相手方が承諾したときから変更することができます。

第13条（特約書の期間）

- ① 特約期間は、平成15年4月1日0時から16年3月31日24時までとします。
ただし、期間終了までの1ヶ月前までに、甲、乙いずれか一方から書面をもって解除の意思表示をしないときは、この特約書はさらに1ヵ年間延長され、以後毎年これに準ずるものとします。
- ② 特約期間終了後であっても、乙は、特約期間中に旅行行程を開始した被保険者が当該旅行行程中に被った傷害または損害に対しては、保険金を支払います。

上記特約書の証として本書3通を作成し、各自記名なつ印のうえ、各1通を所持します。

平成15年4月1日

甲 社団法人日本水難救済会
 会長 栗 林 貞 一 印

乙 三井住友海上火災保険株式会社
 公務第一部長 栄 和 彦 印

丙 有限会社 海交会
 代表取締役 沖 本 俊 彦 印

(5) 洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則

洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則

昭和 60 年 6 月 25 日 規則第 6 号

(通則)

第 1 条 洋上救急センターの要請に基づき、洋上救急慣熟訓練に参加した医師及看護師等（以下「医師等」という。）に対する訓練奨励費の支給は、この規則に定めるところによる。

(支給基準)

第 2 条 医師等が洋上救急慣熟訓練に参加した場合は、次の基準により算定した訓練奨励費を、医師等の所属する病院、診療所又はその指定する者に支給する。

- 1 医師等 1 名 1 回につき会長が定めた奨励金*
- 2 交通費 1 名 1 回につき会長が定めた交通費*

(請求手続)

第 3 条 慣熟訓練奨励費の請求手続きは、会長の定めるところによるものとする。

附則

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

(注) 訓練奨励費は、平成 17 年 3 月 31 現在、1 名 1 回につき 5,000 円、交通費は一律 3,000 円が支給されている。

(6) 医療機関との協定文書例

洋上救急業務の協力に関する協定

〇〇〇〇病院（以下「甲」という。）と社団法人日本水難救済会（以下「乙」という。）は、海上保安庁の巡視船・航空機等を用いて行う洋上救急業務に関し、次のとおり協定する。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、海上保安庁の巡視船・航空機等を用いて行う洋上救急業務を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（医師等の派遣）

第2条 洋上船舶内で発生した傷病人の治療のため、早急な医師の派遣が必要と認められ、かつ、当該船主及び海上保安庁との調整がなされた場合、乙が甲に対し、洋上救急治療のための医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 甲は前項により医師等の派遣の要請を受けた場合、可能な限り適任者を派遣するものとする。

（出動協力費）

第3条 前条の規定に基づき、医師等の派遣が行われた場合、乙は、甲又はその指定する者に対し、社団法人日本水難救済会が規定する「洋上救急出動協力費等に関する規則」（別紙1）に基づき、出動協力費を支払うものとする。

（医師等の訓練）

第4条 甲は、乙の企画する洋上救急慣熟訓練に医師等を参加させ、積極的に協力するものとする。

（訓練奨励費）

第5条 前条に定める洋上救急慣熟訓練に医師等の参加があった場合、乙は、甲又はその指定する者に対し、社団法人日本水難救済会が規定する「洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則」（別紙2）に基づき、訓練奨励費を支払うものとする。

（医師等の傷害保険）

第6条 乙は、本協定に基づく医師等の活動に関し、社団法人日本水難救済会が規定する「洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則」（別紙3）に定める保険に加入するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から書面をもって解除の意思表示をしないときは、この協定書はさらに1年間延長され、以後、毎年これに準ずるものとする。

(その他)

第8条 本協定の運用にあたり疑義を生じた場合は、その都度、両者相協議するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、双方記名・押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 ○ ○ ○ ○ 病院
 院長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 社団法人日本水難救済会
 会長 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 別紙1～別紙3は、次のとおり。

別紙1 洋上救急出動協力費等に関する規則 …………… (41頁参照)

別紙2 洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則 …………… (49頁参照)

別紙3 洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則 …………… (43頁参照)

(7) 医療機関への協力要請文書例

日水救発第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 病院
院長 〇 〇 〇 〇 殿

社団法人日本水難救済会
会長 〇 〇 〇 〇

洋上救急業務に関する規程類について

今般、海上保安庁の巡視船・航空機等により行う洋上救急業務につきまして、ご協力をお願い致しましたところ、快くご了承いただき誠に有難うございました。

つきましては、この業務に関する規程類は、下記のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

- 1 洋上救急出動協力費等に関する規則（別紙1） (41頁参照)
- 2 洋上救急慣熟訓練奨励費支給規則（別紙2） (49頁参照)
- 3 洋上救急業務医療関係従事者傷害補償規則（別紙3） (43頁参照)

(注) 別紙1～別紙3は省略

洋上救急マニュアル

(追録型初版)

平成 18 年 11 月

監修 海上保安庁警備救難部救難課
発行 社団法人 日本水難救済会 洋上救急センター
〒102-0083
東京都千代田区麹町四丁目五番地
海事センタービル 7 階
電話 : 03-3222-8066
F A X : 03-3222-8067

印刷 交文社印刷株式会社